

埼玉県企業局総合評価審査小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県企業局総合評価審査委員会設置要綱第6条の規定に基づき、埼玉県企業局総合評価審査小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、埼玉県企業局が行う総合評価方式に関する次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個々の工事における落札者決定基準について、意見を述べること。
- (2) 落札者を決定しようとすることに對し意見を述べること。（(1)の小委員会において、必要があると判断されたものに限る。）
- (3) その他、埼玉県企業局総合評価審査委員会又は小委員会が特別に定める事項に関すること。

(小委員会の構成等)

第3条 執行予定額が1億5千万円以上の工事及び1千5百万円以上の工事に係る委託について前条の事務を行うため、大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックに小委員会を設置する。1億5千万円未満の工事及び1千5百万円未満の工事に係る委託について前条の事務を行うための企業局ブロック小委員会を設置する。

なお、1億5千万円未満の工事及び1千5百万円未満の工事に係る委託であっても発注機関の依頼により大規模工事小委員会委員長が了承した場合は大規模工事各ブロック小委員会で、前条の事務を行うことができるものとする。

- 2 各小委員会の構成及び委員は、別紙「埼玉県企業局総合評価審査小委員会の構成及び委員」のとおりとし、それぞれに委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員のうち、県以外の行政関係者でその職をもって委員となるものは、代理人をたてることができる。
- 4 小委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等の必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識や経験を有する者を、公営企業管理者が選任する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し小委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(小委員会の開催)

第5条 小委員会は、必要に応じて開催するものとし、委員長が招集する。ただし、企業局ブロック小委員会は企業局長が招集する。

- 2 小委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 小委員会は原則非公開とする。ただし、小委員会が公開する旨を決定した場合は、この限りではない。

(小委員会の義務)

第6条 小委員会での審査事項等については、委員会に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第7条 委員及び専門委員は、第2条(2)の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

2 審査案件を提出する発注機関の委員は、議事に参加できないものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第9条 大規模工事・土木、大規模工事・建築、大規模工事・設備の各ブロックの小委員会の事務局は、企業局契約局長付大規模工事担当に置く。企業局ブロック小委員会の事務局は企業局財務課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、埼玉県企業局総合評価審査委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 2月23日から施行する。ただし、改正後の規定は平成30年度予算の執行に係るものから適用し、平成29年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。